

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	16-1
許認可等の種類	動物愛護センター 犬の運動場使用許可申請			
根拠法令条例等・条項	長野県動物愛護センター条例第3条			
許認可等の概要	動物愛護センターの犬の運動場(ドッグラン)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>○長野県動物愛護センター条例(平成12年3月23日条例第12号) 第3条 センターの犬の運動場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の納付) 第4条 前条の規定により許可を受けてセンターの犬の運動場を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の額) 第5条 前条の使用料の額は、許可に係る使用時間30分までごとに500円とする。</p> <p>(使用料の免除) 第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。 (1) 学校又は動物愛護を目的とする団体が、動物愛護の意識の高揚と動物の適正な飼養管理に関する知識の普及啓発を図るために使用するとき。 (2) 前号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。</p> <p>○長野県動物愛護センター管理規則(平成12年3月30日規則第22号)第2条から第6条</p>			
基準の制定根拠	長野県動物愛護センター条例 長野県動物愛護センター管理規則			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1日			
期間の制定根拠	—			